

**T M P C W A 声 明 ( マ ニ フ ェ ス ト )**

**トヨタの違法に解雇された労働者とその家族たちに正義を！**

**2007-11-9**

**フィリピントヨタ労働組合 ( T M P C W A )**

法律は人類の権利を保護するために創られたのであって、少数者の利益に奉仕するために創られたのではない。

トヨタの違法に解雇された労働者たちの事件ではそうではなかった。フィリピン最高裁は、違法ストライキ / 違法解雇問題といわれる事件 ( 事件番号 G.R. No. 158789 / 158798 ) で、去る 2007 年 10 月 19 日、一方的な判決を下したからである。

よって、G.R. No. 158786 および 158789 事件の上告は**棄却**し、G.R. No. 158798 - 99 の上告は**認容**する。

離職補償金の認容を回復した CA-G.R. SP No. 67100 および 67561 事件の高裁の 2003 年 6 月 20 日裁定は、**無効**とし**取消**す。

国家労働関係委員会の 2001 年 8 月 9 日決定を確認したうえ離職補償金の認容を削除した CA-G.R. SP No. 67100 および 67561 事件の高裁の 2003 年 2 月 27 日決定を**復活**させ**確認**する。

訴訟費用なし。

**以上のとおり命令する。**

陪席裁判官

**プレスピテロ・J・ヴェラスコ・ジュニア**

**大量虐殺**； 違法に解雇された労働者たちは、最高裁判決をこのように形容した。きわめて不公正であり、明らかに、多国籍企業トヨタ社の利益に一方的に奉仕するものである。

227 名の違法に解雇された労働者から、たった一つの主張も、最高裁は聞き入れなかった。49 ページにもおよぶ分厚い判決書、この最高裁の大量虐殺判決の中身を読んだならば、その隅から隅まで、まるで、労働者の肉体と家族に深くえぐり込む、鋭く尖った刃

物のようである。

本来ならば最高裁が公平公正な分析を加えるべきであった 2 つの大きな点で、この裁判官の合議体は、違法に解雇された労働者たちに対する敵意を抱いているかのようである。裁判官らは、まるで労働者達が最も凶悪悲惨な犯罪を犯しでもしたかのよう描いて、労働者側の言い分を考慮に入れることなく、判決を通してしまった。裁判官らの尖った心は、苦境に置かれている労働者たちにとって致命的なものになりかねず、殺人判決として記憶に留められるであろう。

労働者たちは、すべての場合での平和的抗議行動において、ただの一つも違反や違法行動を行っておらず、事実が最高裁によって歪曲されているという真実にもとづく主張を、固く維持する。明白なことは、最高裁の裁判官らが、労働者たちに対するトヨタ社の訴状に書かれた主張をただコピーし、若干の論述を加えたにすぎない。

労働者側の訴状で提起されているのに、最高裁第二部の裁判官らによって無視されてしまった実際の事実や出来事を基にして、最高裁の大量虐殺判決の中身を見てみることにしよう。

最高裁第二部は、2001年2月21日、22日および23日に労働関係局前で労働者たちが行った行動は、3つの根拠にもとづいて違法ストとみなされると言う。第1に、組合はストライキ通知を届け出なかったからであると。組合は、ストを実行する前に、必要な要件を満たさなかったからであると。スト通知の申請、スト投票の実施、および労働雇用省へのスト投票結果の提出などのことである。第2に、組合は、マニラ市庁舎における集会デモの許可を取らなかったからであると。そして第3に、組合は、フィリピントヨタの会社規則規程に違反したからであるというのである。

事の真相は、トヨタ・モーター・フィリピン・コーポレイション・ワーカーズ・アソシエーション (TMPCWA) をトヨタの一般職労働者の唯一交渉団体と認めた調停仲裁委員および労働雇用省次官発布の2つの決定に対するトヨタ提出の異議申立にかんする、釈明聴聞会を、労働関係局が2001年2月21日に招集したことにあった。わずかの執行委員と組合員が、聴聞会出席のための休暇をそれぞれ届け出た。聴聞会は、トヨタ経営陣の要請により2001年2月22日と23日に設定しなおされた。労働者たちは、そこに何かただならぬ事があると感じ取って、労働関係局による不当な動きが起こらないか、手続の進行を見張り見守るために、出席したのであった。

組合の主張： 第1に、ただ単に労働関係局自身が招集した聴聞会に出席するのに、ど

うしてスト通知を申請したり、スト通知にともなう要件を満たす必要があるというのであろうか？ 実際、労働関係局は組合とトヨタ経営陣を招いたのである。もしもトヨタが労働者の問題にちょっかいを出し、法律のアラ探しをして組合認知の引き延ばしという汚い戦術を続けていなかったならば、労働者たちはわざわざ聴聞会に出席する労を取らされずに済んでいたのである。第 2 に、労働者が聴聞会に出席するのに、どうして集会デモの許可を取る必要があるというのであろうか？ 当時は、ピープル・パワー2によってグロリア・アロヨ体制が新たに樹立された時であり、「許可なければ集会デモは不可（ノーパーミット、ノーラリー）」の法律はまだ施行されていなかった。そしてまた、国民の権利として表現の自由（言論と平和的集会の自由）を明確に保障しているフィリピン憲法の条文の中にも、自由に労働組合を結成し加入することが出来るという労働者の権利を認めることが定められており、トヨタが押さえつけようとした組合の結成権を認めるこの国の最高法規である憲法は、会社の規則や規程をもってしても、奪い去ることが出来ないと規定されているのである。

最高裁第二部が言うには、2001年3月28日から4月12日にかけてのものを含めて、3月17日から4月12日のストは違法なものであったというのである。たとえ組合が適法なストのためのすべての要件を労働雇用省に対して満たしたとしても、労働者たちは、会社への自由な出入りを妨害してはならないという暫定的禁止命令に違反し、あるいは門を封鎖したと、最高裁は言う。トヨタは、何枚かの写真を提出して、納入業者と会社幹部が労働者らから脅迫されたという主張を合作するのに使った。

この出来事の背後の真実： まさに労働雇用省が TMPCWA を唯一交渉団体であると宣言した最終決定を発布したのと同じ日である 2001年3月16日に、トヨタはおよそ300名の組合員と執行委員を違法に解雇したのであった。会社の違法解雇という行為であったにもかかわらず、組合は、誠実に、労働者を職場に戻すよう経営陣との交渉に努めた。2週間が経過しても、トヨタは組合の要請を無視抹殺した。組合は、労働者大衆を守るには、2001年3月28日からストに入る以外に選択肢がないと決定したのである。第 2 に、労働者たちは、暫定的禁止命令後、工場門の封鎖をしてはいない。提出されているのは、一人の労働者が門の前に立っている写真と、3名の労働者が別の門の前に立っている写真だけである。どうして3人の男で大きな門を封鎖出来るというのであろうか？ 一人の人間だけで門を封鎖し車両の通行を止められるなどということについては言うまでもない。工場への車両の出入りを妨げるために会社の門を封鎖するには、門に鎖でもかけないかぎり、1名や3名の、いや5名の労働者でもまず無理であろうが、実際にはそのような鎖などかけてはいなかった。車両は労働者たちをたやすく蹴散らすことが出来た。第 3 に、最高裁は、日本人幹部が「バケル（訳注：「バカヤロ」のつもりか？）」などの悪口を浴びせられたという、あるトヨタ幹部の一片の宣誓供述書を重用しているが、この証拠はその信ぴょう性を判定

するのに反対尋問に付されてさえいないのにそのように扱うのは、明らかに恥知らずなことである。

最高裁第二部は言う： 2001年5月23日と28日に労働者らが行った行動もまた違法なものであったと。賃金台帳の上でだけ復職とされ現実には職場復帰にされていなかった労働者たちが、会社の工場前で違法行動を展開したということで、非難されている。労働者たちは、パトリシア・サント・トマス労働雇用省長官の出した管轄権引受命令に違反したというのである。労働者たちが会社前で取った行動が、中の労働者に迷惑をかける可能性があるというのである。

2001年5月23日と28日の背景にある真実は、組合はまったくストを行っていないということである。組合はまた、引受命令に違反しても逆らっても良かった。第1に、サント・トマス長官の引受命令はトヨタ経営陣にきわめて有利なものであった。引受命令は、原状回復をベースにした「職場帰還命令」であったのに、誰を職場復帰させ誰を賃金台帳の上だけの復職にするかを選別する選択権を会社に許すという、特別の取扱いを認めるものであった。227名の労働者は賃金台帳上だけの復職に置かれた。

2001年5月23日はトヨタ労働者にとって賃金支払日であった。その日、227名の賃金台帳上復職の労働者たちは、賃金明細書をもらうためにトヨタの社前に集合した。労働者たちは賃金明細をもらえなかった。トヨタがその交付日を2001年5月28日に延ばしたからである。これは、トヨタが、敵対的雰囲気醸成のために練り上げた大演奏の企みを、指揮しようとして取った策略であった。警備員らは、明らかに襲撃開始の合図になった、一警備員による3発のショットガンの空中発射音を聞くや、夜警用警棒を賃金台帳上復職の労働者たちに打ち振るい、無理矢理に解散させた。

最高裁は、労働者たちの主張を読み込もうとしていない。トヨタに対して行動を取らなければならなかった労働者たちのその理由に、一片の考慮も払っていない。最高裁は、会社が組合潰し行為を犯したことについては、なおさら検討していない。それこそが、労働者たちがその仲間大衆を守らざるを得なかった理由であったというのに。裁判所は、組合が唯一交渉団体として認められようとする、まさにその前夜に労働者大衆に対する大量違法解雇をすることが、すべてトヨタによって画策されたということさえ、検討していない。最高裁はまた、TMPCWAを唯一交渉団体として認めるという労働雇用省の発した最終決定や、TMPCWAには一切の共同行動を展開するあらゆる法的道義的根拠があるというTMPCWAの適法な主張を承認することを、会社が挑戦的に拒否していることについても、言及すらしていない。

## 最高裁判決のどこに正義があるのでしょうか？

およそ7年間、違法解雇を受けた労働者たちは、首を長くして判決を待ってきた。労働者たちは、最高裁が組合の主張の正しさを聞いてくれるだろうと期待してきた。労働者たちは、最高裁がおよそ7年にわたり苦悶の中で払ってきた犠牲に正義をもたらしてくれるであろうと、念願してきた。労働者たちは、貧困のために亡くなった、違法解雇者の6人の子供たちに、最高裁判決が正義を与えてくれるはずであると望みをかけてきた。労働者たちは、自分の権利と組合のために闘うことを決意して長期の闘争をけして諦めることのなかった一人の組合員の死にも、最高裁判決が正義をもたらしてくれるであろうと希望を抱いてきた。労働者たちは、彼らが受けてきた生計上の困難も最高裁によって軽減されることになるであろうと祈ってきた。労働者たちは、彼らの労働者としてのきわめて基本的な権利のために闘うことを選んだすべての労働者に、最高裁が正義と尊厳を払ってくれるであろうと念じてきた。労働者たちは、真に労働者の利益に奉仕する真正な労働組合主義を樹立しようとする一般労働者に、最高裁が正義を与えてくれるであろうと、最後の最後まで待ち望んできた。

最高裁の判決を待ちながらも、組合は闘争を止めることはなかった。組合は、多くの国々から沢山の支援を得てきた。国際連帯が、トヨタに組合との席に着いて交渉するよう指示した、2003年9月24日と2004年1月28日の最高裁判決に基づく労働者の崇高な闘いを、認めている。トヨタは、これらの最高裁判決への協力を拒否し無視しており、あまつさえ組合の言い分を支持する国際労働機関（ILO）の4つの勧告さえも無視している。

そのために； 国際連帯の強い声が世界中にこだまし合っている。国際金属労連（IMF）が、トヨタに対する国際抗議行動日を開始した。およそ44カ国の71の組織と世界規模の組織とが参加した。それらのすべての団体が、2006年9月12日に、それぞれの国の日本大使館前で抗議を展開した。再度の反トヨタ抗議日が、2007年9月12日にも挙行された。

違法解雇を受けた労働者たちと組合が受けることが出来るようになった広範な支援に対抗するために、トヨタは、その共犯者である労働雇用省のパトリシア・サント・トマスおよびアルツール・プリオン両長官と結託して、御用組合トヨタ・モーター・フィリピン・コーポレーション・レイバー・オーガニゼーション（TMPCLO）を仕立て上げ、いち早く労働協約（CBA）を締結した。最高裁の殺人判決とは異なるやり方でもって、TMPCWAは、歪曲されたこの国の法制度の背後にある真実を暴露していこうと考えている。支配階級の利益にしか奉仕しない現在の社会にあっては、労働者であるわれわれが有利な判決を期待することは出来ないということは、強く鮮明にされていることである。

最高裁は、組合 TMPCWA および労働者たちとその家族を大量虐殺するためだけでなく、全労働運動にも確実に影響を与えることを狙って、この判決を下したのである。判決はきわめて政治的なものである。トヨタと最高裁第二部は、国際連帯を封じ込め、ますます広範になっていく組合への国際的支援の結集を妨げるために、この一方的に偏った判決を利用しつくして行こうと考えている。なぜならばそれが、今や「世界の自動車メーカー」の称号を得るまでになったトヨタにとって、大きな障碍になっているからである。トヨタと最高裁は、違法解雇を受けた労働者たちと、今なお組合 TMPCWA の指導のもとに工場内部で働く労働者たちとの間の、強い絆を最終的に断ち切りたいと欲したのである。

**トヨタ労働者は誰が本当の悪人かをよく知っている。**

この大量虐殺判決は、労働者たちと組合の結束を破滅させることは出来ない。それどころか、トヨタの労働者とその家族たちの闘争が崇高な闘いであるがゆえに、国の最高位の裁判所である最高裁から判決を出すことにせざるを得なかったのである。違法解雇を受けた労働者たちと内部の労働者たちは、今後もなお闘い続けていくであろう。

**トヨタ労働者の崇高な闘いに引き続き支持を！**

**最高裁第二部の大量虐殺判決を強く糾弾せよ！**

**トヨタを強く糾弾せよ！**

**違法解雇を受けた労働者たちとその家族に正義を！**

**トヨタ労働者万歳！**

**労働者階級万歳！**

**トヨタ・モーター・フィリピン・コーポレーション・  
ワーカーズ・アソシエーション (TMPCWA)**